



期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年4月27日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「リニア推進担当部長
企画振興参事」 を

「企画振興参事」 に、

「建築技監」 を 「建築技監
リニア整備推進局長」

に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「情報化推進担当部長 リニア推進担当部長」を「情報化推進担当部長」に、「会計管理者」を「リニア整備推進局長 会計管理者」に、「人事課の企画幹」を「リニア整備推進局の次長 人事課の企画幹」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「リニア推進担当部長
企画振興参事」 を 「企画振興参事」

に、

「建築技監」 を 「建築技監
リニア整備推進局長」

に、

「東京事務所次長」 を 「リニア整備推進局次長
東京事務所次長」

に、

「企画幹
リニア推進幹」 を 「企画幹」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第222号

次の事件のため、平成27年5月11日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県地方税滞納整理機構議會議員の選挙
- 5 長野県上伊那広域水道用水企業団議會議員の選挙
- 6 監査委員の選任

財政課

長野県告示第223号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一
茅野市宮川字小早川7357番2

産業立地・経営支援課

長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2925、2927、2928
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市刈谷原町字茶臼山990の27、990の28
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第226号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（修正測量 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成26年10月1日から平成27年1月16日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年5月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所におい

て、一般の縦覧に供します。

平成27年4月27日

長野県飯田建設事務所長 水間 武樹

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

飯田市南信濃木沢1187番の1地先から

飯田市南信濃和田75番地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年4月27日

道路管理課

長野県教育委員会教育長告示第1号

文化財保護事業補助金交付要綱（昭和48年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年度の補助金から適用します。

平成27年4月27日

長野県教育委員会教育長

第3の見出し中「補助率」を「補助率等」に改め、第3中「補助率は」を「補助率等は」に改め、第3の表中

「**補助率**」を「**補助率等**」に、

2 次に掲げる経費の額から、起債充当相当額を控除した額 (1) 県指定等文化財の所有者、保持者その他その保存に当たることを適當と認める者が行う当該文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費 (2) 条例第35条第1項の規定により選定された長野県選定保存技術の保持者又は保存団体が行う当該技術の保存に要する経費 (3) 市町村が行う県指定等文化財の買収に要する経費	3分の2以内
---	--------

を

に改める。

2 次に掲げる経費の額から、起債充当相当額を控除した額 (1) 県指定等文化財の所有者、保持者その他その保存に当たることを適當と認める者が行う当該文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費 (2) 条例第35条第1項の規定により選定された長野県選定保存技術の保持者又は保存団体が行う当該技術の保存に要する経費 (3) 市町村が行う県指定等文化財の買収に要する経費	3分の2以内
3 1又は2に掲げる経費に係る事業と一体的に行う当該文化財の情報発信及び活用に要する経費	予算の範囲内で定める額

】

様式第4号中「6 補助金の額として希望する金額
円（総経費 円の パーセント）」を

「6 補助金の額として希望する金額

円

内訳

保存事業 円（保存事業経費 円の パーセント ）
情報発信・活用事業 円

に改める。

様式第5号中	県費補助金					】
--------	-------	--	--	--	--	---

を

県補助金	保存事業					】
	情報発信・活用事業					
	計					

に、

1 事業費					】
(1) 費					
(2) 費					
2 人件費及び事務費					

を

1 保存事業				
(1) 事業費				
ア　　費				
イ　　費				
(2) 人件費及び事務費				
ア　　費				
2 情報発信・活用事業				

に改める。

」

「4 補助金交付決定額及び精算額

様式第12号中 「4 補助金交付決定額

円」を

交付決定額

精算額

不要額

円 に改める。

円

円」

様式第13号中 「 県費補助金 」 を

県 補 助 金	保 存 事 業				
	情報発信・ 活用事業				
	計				

に、

」

1 事 業 費	円	円	円	円
(1) 費				
(2) 費				
2 人件費及び事務費				
(1) 費				
計				

を

」

1 保 存 事 業	円	円	円	円
(1) 事業費				
ア　　費				
イ　　費				
(2) 人件費及び事務費				
ア　　費				
2 情報発信・活用事業				
(1) 費				
合 計				

に改める。

」

文化財・生涯学習課